

第 19 回勝山市生活交通地域協議会（書面開催）

（令和 3 年度 第 2 回）

（期 間）

令和 3 年 5 月 26 日から 6 月 4 日まで

次 第

1. 報告

（1）第 18 回勝山市生活交通地域協議会書面による協議結果について

資料 1 . . . 第 18 回勝山市生活交通地域協議会書面による協議結果
別添参照 改正後 勝山市生活交通地域協議会設置規約
制定 勝山市生活交通地域協議会財務規程

（2）令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）の二次評価結果について

資料 2 . . . 中部運輸局二次評価結果

2. 議題

（1）令和 4 年度生活交通確保維持改善計画のローリングについて

生活交通確保維持改善計画とは、地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組みについて、国が支援するために創設された事業であり、勝山市においては平成 27 年から当該事業に係る計画を提出し、「京福バス勝山大野線」に接続している「北郷予約便」と「平泉寺・猪野瀬予約便」の 2 路線が対象となっている。

今後も引き続き当該事業を活用して、地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組みを実施するために生活交通確保維持改善計画の提出を行いたい。

（2）令和 3 年度勝山市生活交通地域協議会歳入歳出予算について

令和 3 年度に当協議会において地域公共交通計画を策定するための調査委託費用、郵便料等を計上する。なお、勝山市からの負担金等については、年度末に精算を行うこととなる。

勝山市生活交通地域協議会設置規約

（目的）

第１条 勝山市生活交通地域協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等（以下「計画等」という。）の作成に関する協議及び計画等の実施に係る連携調整を行うため設置する。

（事務所）

第２条 協議会の事務所は、福井県勝山市元町 1 丁目 1 番 1 号勝山市役所庁舎内に置く。

（事業）

第３条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （１）地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関すること
- （２）地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画の実施に係る連携調整に関すること
- （３）地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- （４）前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第４条 協議会は、別表に定める委員をもって組織する。

（役員の定数及び選任）

第５条 協議会に、次の役員を置く。

- （１）会長 １人
- （２）副会長 １人
- （３）監事 ２人

２ 役員は、委員の中からこれを選任する。

（役員の職務）

第６条 会長は協議会を代表し、その会務を総括する。

- ２ 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- ３ 監事は、協議会の会計の監査をする。

（任期）

第７条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- ２ 委員は再任することができる。

（会議）

第８条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- ２ 会議に座長を置き、会議の議長となる。
- ３ 座長は、会長が委員の中からこれを指名する。
- ４ 座長が会議に出席できないときは、あらかじめ座長から指名されたものが議長に当たる。

- 5 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 6 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 8 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 9 前8項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

- 第10条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため必要に応じ、協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
 - 3 部会は必要に応じ、外部のものを入れることができる。

(事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、勝山市環境政策課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月16日から施行する。

別表（第4条関係）

1	学識経験者
2	中部運輸局福井運輸支局
3	福井県地域戦略部 交通まちづくり課
4	奥越土木事務所 勝山道路課
5	勝山警察署
6	勝山市区長連合会代表
7	勝山市高齢者連合会代表
8	勝山市民生委員児童委員協議会代表
9	鉄道事業者
10	一般乗合旅客自動車運送事業者
11	一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
12	一般旅客自動車運送の運転手が組織する団体
13	勝山市副市長
14	勝山市政策幹
15	勝山市福祉事務所長
16	勝山市商工担当課長
17	勝山市都市建設担当課長
18	勝山市教育委員会事務局長

勝山市生活交通地域協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、勝山市生活交通地域協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、勝山市生活交通地域協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定める。

(予算)

第2条 協議会の予算は、勝山市からの負担金、国からの補助金、繰越金およびその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営および事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、協議会において、第2項の予算の承認が得られたときは、当該予算書の写しを速やかに勝山市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 協議会において、前項の補正予算の承認が得られたときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項および目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項および目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1および別表第2に定めるもの以外の項および目を定めることができる。

(予算の流用および予算費の充用)

第5条 歳出予算の流用および予備費の充用は、勝山市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用または予備費の充用をしたときは、次回の協議会の会議において報告しなければならない。

(出納および現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入および支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入および支出の手続きは、勝山市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第5条に規定する監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに勝山市長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和3年4月16日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

(別紙) 中部運輸局二次評価結果 令和3年3月1日付け中運交企第156号通知

自治体・協議会名	勝山市生活交通地域協議会
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

・バス乗車無料券を幹線系統に適用させたことや、対象に妊産婦を追加するなど、様々な利用促進策の取り組みを行っていることについて評価します。

期待する取組

・幹線系統勝山大野線の輸送量が減少傾向にあることから、隣接市とも連携し積極的な対策推進や利用周知が必要と考えます。また、現在取り組まれている利用促進策等の効果検証や分析を行い、適宜見直しを行うとともに、効果が高いと見込まれる取り組みについて積極的に進め、利用増につなげられることを期待します。

・協議会の開催方法について、新型コロナウイルス感染状況や市の方針によりますが、対面協議など委員から意見の出やすい開催方式について検討願います。

・公共交通における新型コロナウイルス対策を様々なツールを用いて発信することにより、公共交通の安全性を周知され、利用促進につなげられることを期待します。

令和４年度 生活交通確保維持改善計画
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

令和３年 月 日

勝山市生活交通地域協議会
会 長 小沢 英治

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

令和４年度勝山市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

勝山市は、福井県の東北部に位置し、市の中心は福井市の東方約28kmの地点にあり、南東は大野市に、南西は福井市、北西に坂井市、西に永平寺町、北は石川県に隣接している。また、市の周辺は1,000m級の山々に囲まれ、中心部は県下最大河川である九頭竜川の中流域に位置している。

勝山市の公共交通においては、福井勝山総合病院を起点として、市の中心地として市役所、商業施設、医療施設等が立地する市道7-89、7-165及び一般県道勝山停車場線沿線を通りえちぜん鉄道勝山駅前を経由して、隣接する大野市まで伸びる路線バス1路線（1系統）を中心として、えちぜん鉄道勝山駅前からは放射状にコミュニティバスを運行し、路線バスやえちぜん鉄道と結節させている。

このように、市民が生活する上で必要な公共交通機関が運行・維持されているものの、当市においてもモータリゼーションの進展及び夫婦共働きであるために免許証の取得率が高く、クルマが生活必需品となっている。また、商業・業務機能や公共公益施設等の点在化が進み、クルマに過度に依存したライフスタイルが市民の間に浸透、定着している。そして、少子高齢化が進行し、特に高齢者世代のみでの生活を余儀なくされる世帯では、交通事故の危険が増加することは理解している。また、クルマで外出するというのが習慣化されており、公共交通機関の利用者は年々減少し続け、収支の悪化や行政負担の増大等によって生活交通の維持・確保が厳しさを増している。

そこで当市では、クルマに過度に依存した交通状況から脱却し、公共交通の利用拡大を実施するため、平成23年から勝山市生活交通地域協議会を設置し、勝山市に適した交通施策・運行スタイル等の研究を行ってきた。その中で、フルデマンド運行を実施する三重県玉城町や新潟県三条市を視察し、乗降調査や福井大学と連携した住民意識調査等の実施、また、地区毎に意見交換会を実施するなど、現状把握や要望等を精査した。

平成27年10月にコミュニティバス等の補助協定期限を迎えるのに合わせ、これまでの研究や意見聴取の内容を踏まえ各路線の大幅な運行の見直しを実施した。また、勝山市の公共交通の活性化実現に向けて、地域住民の意見等を踏まえながら、適時運行計画の見直しを行うこととしている。

さらに令和3年度において「勝山市地域公共交通計画」を策定し、利用しやすい効率的な公共交通のあり方について基本方針をまとめる予定である。

本計画に登載するフィーダー系統は、平成27年10月にダイヤ・ルートを変更した路線・系統であり（平泉寺・猪野瀬予約便においては平成29年4月1日に時刻を変更、北郷予約便においては平成30年8月1日に時刻及び停留所を変更）、個別の目的及び必要性は別紙1のとおりである。

※ 上記は、令和4年度から令和6年度までの事業期間に係る内容を記述したものであり、以下の記述及び添付書類についても同様である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

●北郷予約便

①令和4年度から6年度までの年間利用者数を下表のとおりとする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間利用者数	4,300人	4,350人	4,360人

(参考) 令和2年度事業の目標値と実績値 (R1. 10. 1～R2. 9. 30)

	目標値	実績値	増減	評価	前年度
年間利用者数	3,850人	3,814人	-36人	△	4,199人

●平泉寺・猪野瀬予約便

①令和4年度から6年度までの年間利用者数を下表のとおりとする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間利用者数	6,150人	6,200人	6,210人

(参考) 令和2年度事業の目標値と実績値 (R1. 10. 1～R2. 9. 30)

	目標値	実績値	増減	評価	前年度
年間利用者数	6,050人	4,350人	-1,700人	△	6,057人

(2) 事業の効果

●別紙2のとおり

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○マイ時刻表の作成

市内の病院、ショッピングセンター等の利用者が乗り継ぎに不安がある方に対し、自宅から目的地までの行き帰りの時刻表を作成し、利便性の向上と利用促進を図る。(昨年度からの継続事業)

○バスの乗り方教室の実施

高齢者団体やバス運行事業者と連携し、バスの利用促進を目的としたバスの乗り方教室を実施する。(交通安全教室などの行事と共催) 昨年度3回実施。特にデマンド区間のバス利用地域で実施する。

○京福バス勝山大野線のOD調査および啓発等の利用促進事業を実施

地域間幹線系統である京福バス勝山大野線を維持するため、OD調査を実施・分析し、高校等に利用促進啓発等を行う。

○高齢者運転免許自主返納支援事業との連携強化

公共交通機関の利用方法等をPRし、運転免許自主返納者の増加を図る。令和2年度では70件の申請があり新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、令和元年度までは増加傾向にある。バスの乗り方教室とあわせて、運転に不安を感じている高齢者やその家族を対象にバスの利用促進について啓発している。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

●地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」のとおり。

●運行系統の概要、運行予定者の決定方法等は下記のとおり。

①路線図及び②時刻表

	路線図・時刻表
北郷予約便	別紙 3 を参照
平泉寺・猪野瀬予約便	

②運行事業者の決定方法…別紙 4 のとおり

③運行予定期間

- 北郷予約便 : 令和 3 年 10 月 1 日～
- 平泉寺・猪野瀬予約便 : 令和 3 年 10 月 1 日～

④既存交通や地域間交通との関係や整合性、新規性等を説明した資料…別紙 5 のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

勝山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・ 勝山交通株式会社
- ・ 大福交通有限会社

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」のとおり。

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 地域公共交通確保維持事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

●地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」のとおり

12. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- (1) 事業の目標 該当なし
- (2) 事業の効果 該当なし

14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成 23 年 6 月 27 日（第 1 回）
 - ・勝山市生活交通地域協議会設立
 - ・勝山市の公共交通の課題について協議
 - ・新交通システム研究部会の設置
- 平成 23 年 8 月 25 日
 - ・新交通システム研究部会による先進地視察
（三重県玉城町、コンビニクルシステム）
- 平成 23 年 11 月 22 日（第 2 回）
 - ・新交通システム研究部会の先進地視察報告
 - ・勝山市生活交通に関するアンケート調査について
（福井大学の協力を得て実施）
- 平成 24 年 5 月 10 日（第 3 回）
 - ・勝山市生活交通に関するアンケート調査結果報告
 - ・バス利用者聞き取り調査の実施
（7 月に全路線で乗客に聞き取り調査）
 - ・バス交通に関する地区意見交換会の開催
（7 月～10 月／市内 10 地区で意見交換会を実施）
- 平成 24 年 7 月 3 日
 - ・新交通システム研究部会による先進地視察
（福井県高浜町、コンビニクルシステム）
- 平成 24 年 7 月 11 日
 - ・新交通システム研究部会による先進地視察
（新潟県三条市、タクシーデマンド）
- 平成 24 年 9 月 26 日
 - ・新交通システム研究部会による先進地視察
（福井県あわら市、タクシーデマンド）
- 平成 25 年 1 月 22 日（第 4 回）
 - ・新交通システムの研究結果報告
 - ・勝山市ではフルデマンドの実施には時期尚早であり、現行の交通体系の再編による利便性の向上を目指すことを決議・荒土と野向地区で区域運行の実証実験を検討。
- 平成 25 年 5 月 13 日（公共交通会議）
 - ・7 月 1 日からの荒土と野向地区で区域運行の実証実験を協議、合意
- 平成 26 年 2 月 20 日（公共交通会議）
 - ・周辺各地区への区域運行の導入を協議。
- 平成 26 年 7 月 2 日（第 5 回）
 - ・中心部でのコミュニティバスの運行方法（車両の追加、便数の増加）について協議。
 - ・協議会での案を基に地区意見交換会を実施。
（9 月～1 月／市内 10 地区 2 団体と意見交換会を実施）
- 平成 27 年 3 月 3 日（第 6 回）
 - ・地区意見交換会の結果報告
（中心市街地のコミュニティバスの車両の追加・増便について、周辺部への区域運行の導入を協議、承認）
 - ・勝山市生活交通に関するアンケート調査結果報告
（福井大学の協力を得て実施）
- 平成 27 年 6 月 2 日（第 7 回）
 - ・新路線での運行について協議、承認
- 平成 28 年 6 月 28 日（第 8 回）
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 平成 29 年 3 月 22 日（書面決議）
 - ・当該生活交通確保維持改善計画の変更について協議、承認
- 平成 29 年 6 月 5 日（第 9 回）
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 平成 30 年 6 月 4 日（第 12 回）
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 令和元年 6 月 17 日（第 14 回）
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 令和 2 年 1 月 17 日（第 15 回）
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 令和 2 年 6 月 23 日（第 16 回）
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 令和 3 年 6 月 日（第 19 回）
 - ・勝山市地域公共交通計画の策定について協議
 - ・当該生活交通確保維持改善計画について協議、承認

17. 利用者等の意見の反映

- 地区単位での意見交換会を実施した。(平成24年度と平成26年度の2回)その中で福井勝山総合病院や勝山温泉センター水芭蕉(市営温泉施設)、湯ったり勝山(市営入浴施設)への乗り入れについて要望が多かったため、コミュニティバスを南部と中部の2車両体制として乗り継げるように配慮した計画とした。また、周辺地域部分では利用者の高齢化により、バス停をさらに細かく設置できないか等の意見が多く、車両の小型化・デマンド方式による区域運行を導入するに至った。
- 福井大学と連携し、平成23年度と平成26年度に生活交通に関するアンケートを実施した。平成23年度のアンケートでは勝山市内から無作為に抽出した2,500世帯にアンケートを実施し、現行の利用状況やバスサービスに対する価値評価等を実施した。また、26年度の調査では既に区域運行のデマンド交通を実証している荒土・野向地区と、これから導入する平泉寺・北郷地区を対象に意識調査等を実施した。
- 平成24年度には、1週間連続で市内を走る全路線・全便に調査員を乗車させ、利用目的や利用頻度等の聞き取り調査を実施した。利用者は高齢者が多く、通院・買い物等の目的が多かったが、入浴施設や遊技場といった娯楽施設への利用者が多いこともわかった。

18. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	福井県地域戦略部交通まちづくり課
関係市区町村	勝山市環境政策課、勝山市都市建設課、勝山市教育総務課、勝山市商工観光・ふるさと創生課、勝山市福祉・児童課 勝山市健康長寿課
交通事業者・交通施設管理者等	京福バス株式会社、勝山交通株式会社、大福交通有限会社、えちぜん鉄道株式会社、福井県勝山警察署交通課、奥越土木事務所
地方運輸局	中部運輸局福井運輸支局
その他協議会が必要と認める者	福井大学大学教授、勝山市区長連合会、勝山市高齢者連合会、勝山市民生児童委員協議会、福井県交通運輸産業労働組合協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 勝山市元町1丁目1番1号

(所 属) 勝山市環境政策課

(氏 名) 山口 理絵

(電 話) 0779-88-8104

(e-mail) koutu@city.katsuyama.lg.jp

令和3年度取組み予定

1. 高齢者運転免許自主返納支援事業との連携しマイ時刻表を作成

運転免許証の自主返納支援策と連携し、市内の病院や市の郊外にあるホームセンター等へ向かうため、自宅から目的地までの時刻表の作成し、利用者の利便性の向上と利用促進を図る。

2. バスの乗り方教室の実施

交通安全教室などの行事と共催し、高齢者の方に運転免許証の自主返納のやり方とあわせて、コミュニティバス無料乗車券の手続き案内とバスの利用促進を目的としたバスの乗り方教室を実施する。昨年度2回実施。

3. 京福バス勝山大野線の OD 調査および啓発等の利用促進事業を実施

地域間幹線系統である京福バス勝山大野線を維持するため、OD 調査を実施・分析し、高校入学説明会等にて時刻表の配布などの利用促進啓発等を行う。

また、京福バスを勝山市内で乗降する場合の助成制度について使い方等をPRする。

4. バス・タクシー利用券配布事業のPR

新型コロナウイルス感染症の影響の下、高齢者等の外出機会の創出及び新型コロナウイルスワクチン接種の会場へまでの移動支援のため「高齢者等バス・タクシー利用券配布事業」を4月より実施。バスの新規の利用者を増やすため、随時PRを行う。

議題(2)

(案)
令和3年度
勝山市生活交通地域協議会
歳入歳出予算

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

歳入の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	補 予 算 正 額	合 計	備 考
1 負担金	7,000	-	7,000	
1 負担金	7,000	-	7,000	
1 負担金	7,000	-	7,000	勝山市負担金
2 補助金	1,850	-	1,850	
2 補助金	1,850	-	1,850	
2 補助金	1,850	-	1,850	地域公共交通確保維持改善事業補助金 (地域公共交通調査事業)
3 繰越金	-	-	-	
3 繰越金	-	-	-	
3 繰越金	-	-	-	
4 諸収入	-	-	-	
4 諸収入	-	-	-	
4 雑入	-	-	-	
合 計	8,850	-	8,850	

歳出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	補 予 算 正 額	合 計	備 考
1 運営費	5	-	5	
1 会議費	-	-	-	
1 会議費	-	-	-	
2 事務費	5	-	5	
2 事務費	5	-	5	振込手数料
2 事業費	8,845	-	8,845	
3 事業費	8,845	-	8,845	
3 事業費	8,845	-	8,845	公共交通計画策定委託料 利便増進計画策定委託料 アンケート用封筒及び郵便料
3 予備費	-	-	-	
4 予備費	-	-	-	
4 予備費	-	-	-	
合 計	8,850	-	8,850	